

シンポジウム

学習指導要領と これからの音楽科教育

はじめに

I 教育課程改訂の趣旨

II これからの音楽の授業実践を提案する

- 1 鑑賞の教材選択の方法
- 2 曲種に応じた発声による歌唱表現指導の試み
- 3 日本の音ってどんな音
ー日本の音を素材にした音楽づくりー

III 学校の音楽科の方向を探る

伊野義博（新潟大学）

峯岸 創（文部省）

清澤好美（江戸川区立松江小学校）

田中龍三（大阪教育大学附属池田中学校）

寺田己保子（東京都立国際高校）

はじめに

シンポジウムは「学習指導要領とこれからの音楽科教育」と題して行なわれた。そのねらいは新学習指導要領にともない「改訂の趣旨を知り、それを実践の姿で構想し、これからの音楽科授業の設計と展開の方向を探る」ことにある。新学習指導要領の実施を前に、改訂された学習指導要領の意図と内容を知り、それらを踏まえたうえで、学校の音楽授業をどのように実践していくべきかを、具体的な授業という形で提案し検討する中で、音楽授業の未来像を探る作業である。

提案者は、文部省教科調査官の峯岸創（本会会員）、実践者側として清澤好美（東京都江戸川区立松江小学校）、田中龍三（大阪教育大学附属池田中学校）、寺田己保子（東京都立国際高等学校）の四氏である。

シンポジウムはおよそ三部に分かれて構成された。まず、最初に峯岸氏から教育課程の改訂について説明がなされた。氏は改訂の全体にかかわる内容として、音楽を愛好する心情と感性の育成、子どもの個性を生かした特色ある学校づくり、我が国や郷土の伝統音楽の見直し、といった三つの柱を示し、小・中・高の各々における改訂の内容について解説された。

次に、これら示された内容について、実践者の立場からの具体的な提案発表があった。

清澤氏からは、学習指導要領の鑑賞領域の改善を受け、小学校における「鑑賞の教材選択の方法」が試案として提示された。田中氏は中学校の立場から「曲種に応じた発声による歌唱表現指導の試み」と題した実践が紹介された。寺田氏の発表は「日本の音ってどんな音？」をテーマにしたものであった。

最後にフロアの参会者も交え、質問、討論の時間が設定された。

以下、詳細について各提案者から報告していただき、今後の音楽科の方向を探っていきたい。

（伊野義博）

峯岸 創

I 教育課程改訂の趣旨

教育課程改善の基本方針

教育課程審議会答申では各教科等の改善を図るために次の4つの柱が示されたが、音楽科としてこれからの学習活動の中でこれらの趣旨をどのように生かし、どのように指導改善として具現するかが重要なことである。

そこでまず、第1の柱の「豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること」については、これからの学校教育がめざさなければならない最も重要なねらいであり、また、「自我の形成を図り、調和のとれた豊かな人間性の育成と社会性を図る」ことについては、音楽科が目指しているねらいと軌を一にするものである。

今日、ことさらに「心の教育」の充実が叫ばれ、学校教育が重視しなければならない大きな課題の一つとなっている。音楽の体験を通して美に対する豊かな感性を育てるということは、美しいものやよいものに触れその価値を感じ取る鋭敏な感受性を育て、その時々にはわき起こる豊かな情感をかけがえのないもの、大切なものとしようとするものである。音楽科の学習体験を通して、豊かな人間性を支えるための感性の働きを育てるということは、我が国の先人達がこの気候や風土の中で独自性をもってはぐくんできた独自の英知を覚醒・発現させていくということである。すなわち、自然や他者との共生、人間的な優しさ、気高さ、凛々しさ、勇気などの美学は、伝統的文化の中に閉じ込められているものであり、それらを覚醒・発現させ、心から実感し感じ取ることのできる能力を育てるとこということになる。

前回には第4の柱として示されていたこの事項が、今日状況の中で今回第1の柱とされたことについて、特に音楽科としてはその役割と責任をこれまで以上に重く受け止めなければならない。

日本人としての自覚の育成を基盤として、始めて国際社会の中で自信と誇りを持って信頼される役割が果たせるようになるという重要な部分であるということができるのである。

第2の柱の「自ら学び、自ら考える力を育成」することについては、本来、音楽の美しさやよさを感じ取ることが個別的なものであるということである。それと同時に、音楽科が歌唱や器楽、創作の表現活動と鑑賞活動の幅広い活動を通して「豊かな人間性の育成」を目指した教科であるということの両面からとらえる必要がある。

本来、学校教育における学習活動とは、生徒一人一人が豊かな人間性を育てながら自分のよさや個性を伸ばし、それを生かし生涯にわたって豊かに生きるための基礎を培うためのものであるはずである。しかし、受験に大きく傾斜した教科の在り方が、教科内容を一過性の手段に墮させていることなどにみられるように、本来は豊かな人間形成に必要とされる学問体系の基盤の知識や技能もその場限りの手段化に偏してきている。そのため、「知識を獲得すること」と、「思惟すること・思考すること」が混同されたり、さらには同一の意味のように変質しつつある貧困な状況をもたらしているのである。

音楽教育の動向においても、この傾向の影響から音楽の根源的な存在意義から表現や鑑賞をとらえることが希薄になり、指導の意義やその背景となる本来依って立つべき精神的崇高さの根拠を見失い、「本来の目的」が「目的から外れた何かを自得しようとする手段」に偏する構図的脆弱さの様相を呈していることは否めない。

毎時間の音楽学習をその場凌ぎの意外性で処したり、教師のやり易い得意な分野を教師の嗜好に合わせさせるルーチンワークは、教師にとって苦勞は少ないかわりに音楽本来の深まりのある感動的な学習はとても望めない。

音楽科の学習活動は個に応じた音楽の喜びと呼応した系統的、発展的な豊かな音楽観を育てるた

め、指導内容の焦点化が図られた創意工夫された時間であるということである。

生徒の発達段階に応じた知的好奇心、探求心を探り、生徒が主体的に学ぶ力を身に付け、自らが美しいと感じた音楽のもつ構造的な側面を理解したり、音楽に対する自分のイメージや思いを的確に表現できる能力を育成するなど、獲得した知識や技能と豊かな感性の働きにより総合化できるような創造性の基礎を培うことが重要になるのである。

3の柱の「ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実する」ことについては、生涯学習を推進していくために、時間的、精神的にゆとりある教育を展開する中で、厳選された基礎的・基本的な内容をじっくり学習し、確実な定着を図ることが大切になる。生徒が自分の興味・関心等に応じて選んだ課題や教科の学習に主体的に取り組み、学ぶことの楽しさや成就感を味わうことができるように、一人一人のよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の一層の充実を図ることも重要である。前にも述べたように、本来、音楽の美しさやよさに対する一人一人の感じ方は個別的なものである。このことを大前提に考えれば、生徒の興味・関心等を生かし、個に応じた指導の一層の工夫改善を図ることの重要性については説明するまでもないものである。中学校においては、小学校段階の学習を基礎にして、学年段階に応じた選択幅の拡大の方向の中で、個に応じた学習内容の充実のための基礎・基本の定着が重要となってくるのである。

第4の柱の「各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること」については、今後の教育課程の基準が一層の大綱化と運用の弾力化が図られるようになるため、中学校音楽科においては、これまで以上に音楽科の特質を生かせるよう目標や内容を複数学年まとめて示してきている趣旨を生かす必要がある。また、選

択幅の一層の拡大など各学校が創意工夫を生かした教育活動をこれまで以上に進め、地域や生徒の実態に応じた特色ある教育活動を展開することが大切である。そのため、生徒が家庭や地域社会において行った体験や活動を生かした指導に努めたり、家庭や地域社会の人材・施設や様々な活動と関連を図った教育を行うことはきわめて意義深い。

今後一層、学校と地域社会が十分に連携を図った開かれた学校づくりを推進していくことが求められているのである。

II これからの音楽の授業実践を提案する

清澤好美

1 鑑賞の教材選択の方法

教材選択の方法

今回の学習指導要領の改訂では、鑑賞指導のねらい、鑑賞教材の示し方についての改善が図られた。鑑賞のねらいでは、今まで以上に、子供たちが音楽のよさや美しさを感じ取ることができるようにと、音楽を聴いて、何を聴くことができるかということを示している。

子供たちが、心で「いいな」と感じ取った見えない心の動きを見えるようにする聴き方をすることが大切である。

つまり、見えない心の動きを見えるようにする聴き方とは、子供たちが「いいな」と感じた要因は何かを探究したり、自分なりに分析をしたりできるように導いていくことが必要である。

そのために小学校の鑑賞指導では、音楽のよさや美しさを今まで以上に感じ取るため、そのねらいを実現するためには、3つの窓口から内容を示している。その3つの窓口とは、「曲想」「要素・構成」「表現媒体」である。このようにねらいを明確し、聴き方を改善することで、今まで以上に、

子供たちが〈聴く〉ことに興味・関心をもつことができる。そして、この3つの窓口は、音楽に対する豊かな感性を培ううえで、すべての音楽活動の基盤となるものである。

音楽のよさや美しさに出会い、心が揺さぶられ自分が共感できる音楽を探し出し「ずーっと聴いていたいなあ」「もう一度聴きたいな」という音楽鑑賞の喜びや楽しみを味わうことこそ、一人一人の音楽の聴き方を充実していくことにつながるのである。

今回は、共通教材を示さず、教材選択の観点の示している。鑑賞指導のねらいを達成するために教師自身が、今、目の前にいる子供たちの興味・関心を引き出し、音楽のよさや美しさを感じ取ることができるための効果的な指導を工夫することができるようになった。そこで、鑑賞の教材選択の一方法を提案する。

それは、新学習指導要領、鑑賞指導のねらい、「音楽のよさや美しさを今まで以上に感じ取る」に基づき、鑑賞の教材選択の観点や先述した鑑賞指導のねらいを実現するための3つの窓口を考慮し、今、目の前にいる子供の実態に即した教材選択をおこなっていくものである。(図1参照)

鑑賞の教材選択の一方法について

第1・2学年						
題材のねらい			教材選択の観点			教材曲
曲想	要素・構成	表現媒体	ア	イ	ウ	
◎	○ ○ ◎ ○	○	○	○ ○		「おどる小ねこ」 アンダンソ 「アメリカン パトロール」 ミーチャム

〈注〉

- ※1 題材のねらいの◎○について
一題材である楽曲を取り上げた時、特に◎のところを鑑賞指導の目標とする。
- ※2 教材選択の観点の○について
一題材である楽曲を取り上げた時、どの観点で教材を選択しているかを示している。(教材選択の観点は、学習指導要領を参照)

これからの鑑賞の授業の組み立て

子供が様々な音楽と出会い、音楽の楽しさや美しさにふれ、実際の演奏に出会ったり、音楽の背景になる人間の生活やその生活に興味をもって聴いたり、音楽の特徴に興味をもって聴いたり、表現活動と関連したりと、様々な授業の組み立てを考えていくことが必要である。

主体的で創造的な鑑賞活動を進めていくために低学年では、身体反応や活動を伴って音楽を聴くことの楽しさや素晴らしさを体感できるようにする。中学年では、低学年の学習を踏まえ、曲想の変化や音の重なりのおもしろさなどを感じ取り、音楽全体のよさや美しさを実感できるようにする。高学年では、中学年までに身に付けた「曲想」「要素・構成」「表現媒体」を感じ取る力を高め、音楽観の拡大を図り、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。これらを視点とし、授業を組み立てている。

(1) 「きいて おどって まねっこ」

低学年では、じっくり聴いて味わう活動より、体全体で曲のもつ雰囲気を感じ取る活動を多くすることがポイントである。

「アメリカンパトロール」を聴いていると、子供は、自然に反応して体を揺らしたり、トランペットを演奏するまねをしたり、手をたたいて2拍子を感じたりと様々な活動をする。何回も聴いていく過程で、自分なりの表現を何度も繰り返したり、友達の表現をみてまねをしていく。その繰り返しの中で、教師自身がこの題材の本来のねらいに即した展開を行っていくのである。

このように、強弱、拍子、リズムパターンなど音楽的な要素を感じ取ることができたり、表現媒体にもふれることができたり、曲想を表すことができたりするのである。

(2) 「様子を思いうかべて」

「白鳥」を聴き、十分に自分たちの聴き方を深め、ねらいを十分に達成できた子供たち。そして「とんび」を歌った時の子供たち。教師は「みんなの

のとんびの歌を聴いていると、本当に飛んでいる様子が浮かんできます。「白鳥」を聴いて景色や情景を思い浮かべることができたから」と子供たちの聴き方についてOKのサインを出しながら次のステップアップにつなげていく。

また、音の重なりを白鳥で感じ取った子供の感想をもとに歌を歌う時の歌と伴奏のバランス、合奏の時の音の重なり方にも学習を広げていくことができる。じっくり聴き、曲想の変化や音の重なり方の面白さについて感じ取ることが少しずつできるようになり、それを教師が認め、聴き方に自信をもたせるようにと授業を展開していく。このことが「もっと聴いてみよう」「先生、今度はこんなことがわかったよ」というように、新たな聴き方や発見を見つけてさせいくのである。

(3) 「レッツ・トライ・伝統文化」

音楽学習を他の教科との関連を図り、総合化することは、子供たちにとって、単一の教科で学習しているときよりも、音楽観の拡大を図ることができ、学習の深化、発展が得られる興味深い授業になっていくのである。

「日本の伝統文化についてさらなる理解を」との思いや願いから、担任とのTTを行い、社会科音楽科、国語科の学習を進展させ、授業を展開する。「越天楽今様」から聴こえてくる楽器を自分たちで想像し、社会科の調べ学習として、インターネットを活用し、楽器のルーツや音楽のルーツを調べ深めていく。「どうもシルクロードから伝わってきているみたい。他の国々の楽器も調べてみるね、先生、どんな音がするか聴かせて」と広がっていくのである。「先生、国語の『附子』の謡いを自分たちでつくってみただけけれど本物に近い?」「越天楽今様」の音楽を音楽室の楽器を鳴らし、鍵盤ハーモニカで本物らしくしていくNさん音楽的な表現の高まりを求めていく子供たちの意欲的な態度に感動した。

「まず聴くこと、そして、表現すること」との思いを強くもち、鑑賞指導の充実を図る。

田中龍三

2 曲種に応じた発声による歌唱表現指導の試み

キーワード: 曲種に応じた発声 (ドイツリート・日本民謡)、和楽器の使用、小アンサンブルによる表現、鑑賞活動との一体化、コンピュータ (インターネット) の利用

(1) 実践の概要

今回の中学校学習指導要領 (音楽) の改訂では、1年生の目標 (1) に「音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を養い、音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度を養う。」と記されている。そして、2・3年生では、それが生涯学習に結びついていくことが示され、学校での学習が生涯学習に結びついていくことが強調されている。

本実践は、「音楽活動の楽しさを体験」を重視し、1年生の内容A (1) のイ「曲種に応じた発声により、言葉の表現に気を付けて歌うこと」を授業として構想し、前述の目標に向かおうとする試みである。教材曲として、F. P. シューベルト作曲の「子守歌」、と富山県東砺波郡平村の民謡「こきりこ節」を採用した。授業の流れとしては、先ず現行の指導の主流である西洋クラシックの発声による「子守歌」を原語歌唱した後、日常的に耳にしているテレビCMの音楽の中からさまざまな音楽文化の発声による音楽を取り出し、それらの違いを理解させた。そして、「こきりこ節」を用いて日本民謡の発声及び言葉の表現の特徴を、鑑賞活動を繰り返しながら気付かせていった。個人のイメージや発見をグループで持ち寄り、相互啓発を通して情報を共有し、最終的にグループで自分たちのイメージを「和太鼓」や「ささら」も用いてアンサンブルとして表現させた。指導者の関わり方で留意した点としては、さまざまな発声のサンプルは、ホームページも活用し、できる限りその文化を持つ人が演奏している音源を用いたことと、発声の技術的な指導を避け、生徒が鑑賞の中からイメージを持ち聴唱を繰り返す中から発

声の方法を学び取っていくようにしたことが挙げられる。

生徒は、音楽には個々の様式があり、それぞれに合った声や歌い方があることに気付くことができた。このことを、音楽と自分との関わりを作り上げていく中で、自分で気付いて発見していったことで、生徒は音楽活動の楽しさを体験することができたといえる。

(2) 授業の実際

第1次 ドイツリートの発声によるシューベルトの子守歌の原語歌唱・・・2時間

〈ドイツ語らしい発音の指導を「ことばの意味」や「語感のイメージ」と結び付けて行った。〉

第2次 発声の異なる曲の鑑賞による発声の違いの理解・・・1時間

(1) オペラの発声 (トゥーランドット)

映像資料「ネスカフェゴールドブレンドのテレビCM」、「メトロポリタン歌劇場ライブ」

(2) ブルガリアの合唱の発声

映像資料「オリエントファイナンスのテレビCM」、「題名のない音楽会 (ベルカントとの比較)」

(3) 民謡の発声

映像資料「題名のない音楽会 (江差追分)」
〈さまざまな発声が、身近な音楽として存在することに気付かせ、学校と日常生活 (社会文化の中の音楽) との接点を示した。〉

第3次 民謡の発声のイメージ作りをめざした

「こきりこ節」の鑑賞・・・1時間

- ・映像資料「平村民謡保存会作成ビデオ」
- ・こきりこ節の背景となる文化・歴史及び演奏形態の理解
- ・音声資料「五箇山村保存会作成オーディオテープ」
- ・こきりこ節の雰囲気感受及び、曲についてのイメージ作り

〈正調のサンプルを鑑賞させることにより、音楽とその背景となる風土や人々の生活と

の関係を示した。〉

第4次 「こきりこ節」のイメージを表現するための楽譜作り・・・1時間

- ・音源は民謡全集CD（保存会の演奏とは異なる編成）
- ・グループでの発表を念頭に置いた個人の楽譜作り
- ・五線に縛られず自由な記述で（歌詞のみを板書）
- ・何名かが歌唱発表
〈楽譜を介さず、感覚→知覚→認識のプロセスを重視し鑑賞と表現の一体化を図った。〉

第5次 グループ発表の楽譜作り及び、イメージの共有による雰囲気作り・・・1時間

[第5次よりグループ活動]

音源は民謡全集CD。

- ・持ち寄った個人の楽譜を基に、グループ発表用の楽譜をイメージに近づくよう発声に注意して歌いながら作成
- ・何グループかが歌唱発表
〈生徒間のコミュニケーションを通し、聴き取り方や表現の方法を発見させた。〉

第6次 発表準備・・・1～2時間

- ・各グループで自分たちの一番いいと思っている箇所を発表しポイントを共有
- ・映像資料やインターネットのホームページから雰囲気を感じ取り、イメージの再構築。
- ・発表のための打ち合わせ
- ・ステージプラン作成
〈知覚、認識によるイメージを共有させることにより相互啓発を通した課題発見の場を設定した。〉

(利用したホームページ)

<http://www.toyama-smenet.or.jp/navi/jukebox/jukeboxb.htm>

第7次 発表・・・1時間

- ・各グループによる発表
- ・表現と鑑賞を通し、民謡らしさについて自

分のイメージの明確化

〈自分が民謡らしさをどこに見だし、その要素をどのように表現に結びつけていったかを明確にさせた。〉

(3) 本実践の成果

本実践を通し、生徒の学習活動から観察された成果を以下に挙げてみたい。

- ①「表現することを意識して聴く」「鑑賞したことに基づいて表現する」という学習活動の中で鑑賞活動と表現活動が互いに機能し合った。
- ②知覚→認識の流れの中で、民謡についてのイメージを確立する際に、他者との相互啓発が起こるため、自主的に自分の鑑賞活動、表現活動を振り返り表現の内容を高めようとする姿が観られた。
- ③民謡の発声に興味を持ち、今まで習ってきた頭声的発声やベルカント唱法的な発声との違いを分析し、民謡らしさの表現を探究する姿が観られた。
- ④さまざまな音楽について、背景となる文化を尊重し、それぞれの音楽のオリジナルな発声で歌うことの大切さを意識する場が観られた。

(4) 今後の課題

本実践では、「曲種に応じた発声による歌唱表現の指導」を、従来のように歌唱技術を教えるのではなく、聴き取って表現する力を育てることをメインに据えて行った。最後に本実践を通して感じた今後の課題を、自分自身を含めこれからの音楽の授業を担当する教師に求められる資質の視点で挙げてみたい。

- ①さまざまな発声について幅広く知り、その背景となる文化を理解し尊重する姿勢
- ②生徒につけたいと考える力に適した教材を選び出し効果的に組み合わせ提示できるセンス
- ③「感覚→知覚→認識」の流れの中で、知識や技能の教え込みに偏らず、生徒の「気づき」の場を生かす支援ができる感性。

寺田己保子

3 日本の音ってどんな音

ー日本の音を素材にした音楽づくりー

国際化が進む今日、幅広い音楽観と柔軟な価値観をもった生徒の育成を図ることは、音楽科の役割として大変重要なことである。これらの観点から、ここ数年民族音楽の教材化も進み、日本の音楽も、自国の音楽であると同時に広い世界の中のひとつの音楽として、改めてその教材化が迫られている。従来の学習指導要領では「鑑賞」を通して日本の音楽を理解するだけで、「表現」の内容としては示されていない。西洋音楽中心の教育を受けてきた私たち音楽教師にとっても、日本の音楽は取り扱いにくいもので、長い間等閑視されてきたように思う。しかし、時代の要請からか今回の学習指導要領に日本の伝統楽器を学習することが組み込まれた。たしかに日本の音や伝統的な音楽に近づくためには、実際に楽器に触れることが大変効果的である。しかし現場の実態としては、楽器や設備の不十分さはもちろんのこと、私たち教師が日本の音楽を研修する時間がないなど日本の音楽を授業で行うには問題が山積しているのである。そのような中で、私は、日本の音楽の専門家でなくても授業で取り組める方法はないのかということ長い間考えてきた。また、現代に生きる高校生たちにも、必ず日本的なものを感じる心があるはずで、それに気づかせることで日本の音楽や文化にしっかり目を向けさせたいという思いがある。

「日本の音を素材にした音楽づくり」は、鑑賞と表現の関連を図った日本の音楽へのひとつのアプローチである。日本の音色に注目させ、新しい音の発見を通して自分の音の世界を構築する活動の中で創造性が高められ、多様な音への意識の拡大は、音楽に対する価値観の多様性をも理解させることにつながると考える。

指導計画（全6時間）

第一次（2時間）

日本の音色の理解

- ・水琴窟、梵鐘、風鈴の3つの音を聴き、そのイメージを図で描く。
- ・三味線とギターの同一音を聴き、響きを図で描く。
- ・図から、何が読み取れるか話し合う。
- ・和楽器や声による伝統的な作品を鑑賞し、気づいたことを用紙に記入する。

声に関する鑑賞教材

神楽歌（我が国の歌曲の根源として）

東遊歌（枕草子にも清少納言による記述がある）

声明（所作や墨譜を示しながら解説ビデオ教材）

義太夫（語り物の例として）

青森県民謡ホーハイ節（裏声を使った例）

宮城県民謡大漁歌い込み（拍節的な曲の例）

和楽器に関する鑑賞教材例

箏曲「五段砧」（異なる調子の二重奏曲として）

「三つの断章」（昭和初期に、すでに現代手法が取り入れられた作品）

篠笛「島原の子守唄」

尺八「虚空鈴慕」（尺八の音色と奏法）

鼓「一調」（掛け声と鼓の音色）「四拍子」（小鼓、太鼓、大鼓、能管の響き）

「助六太鼓と小鼓のお話」（太鼓と小鼓の掛け声の違いと音色）

第二次（1時間）

- ・和楽器、声で表現の可能性を探る「音探し」

例 箏 爪をつけたときの音とつけない音の違い
柱の右側と左側の音色の違い
絃全体をマレットで打つなど

三味線

絃の上を撥でこする、駒の右側を弾く

- ・発見した音を使っての即興表現

・現代邦楽作品の鑑賞

「DUO' 87」三枝成章(生徒が音探して発見した音がどのような作品になるか)

「断章I」細川俊夫(箏、尺八、三味線の伝統的な奏法を一切否定し、新しい音の可能性を求めた作品)

第三次(3時間)

・グループによる音楽づくり

①日本的な要素にこだわる

②まとまりある作品になるよう構成を考える

・作品発表

・相互評価(感想を述べ合う)

まず「日本の音」というところから始めて、インパクトの強い音源など様々な刺激を与えて生徒にゆさぶりをかけ、日本の音について考える場面を設定したところ、生徒はおもしろいほかに真剣に考え、日本の音の魅力にせまろうとした。

第二次の現代邦楽作品の鑑賞で、和楽器の可能性を求めて現代の作曲家がどのように音楽づくりしているか自分たちの活動と照らし合わせて聞かせたところ、自分たちが音探して発見したのと同じ手法が使われていることを聴き取り、作曲することを身近に感じたり、この活動の意義を考えようであった。伝統的な楽器の特性を活かすことと新しい音を引き出すことは、現代の作曲家が挑戦していることでもあるのだ。

第三次の音楽づくりでは、発想豊かな感じ方が表現の工夫となって作品に現れ、自分たちで音楽づくりしたことによって、他のグループの作品に対しても非常に深い聴き取り方ができるようになった。また、音楽づくりで現代的手法を用いたことで、逆に「本来の伝統的な奏法とはどんなものか知りたい。」「日本の音の表情を、もっと見てみたい。」と、日本の伝統的な音楽に立ち返る気

持ちを呼び起こしたことは、大きな収穫であった。本来、学習とは、このような生徒一人一人の、「知りたい。できるようになりたい。」という気持ちがあって始めて大きな効果を生むものであろう。そして、このような生徒の意欲は、「日本の音を素材とした音楽づくり」の後に行った「世界の音楽」についての発表授業のときにもよく現れていた。音楽をその国の社会や文化との関連でとらえ、単なる楽器や楽曲紹介に終わることなく、課題意識を持って調べ、発表することができた。

これらの授業を通しての以下に示したような生徒の感想をもとに、これからの授業について、さらに工夫していきたい。

「日本の伝統・文化は、私たちにもっと教えられていいものだと思う。それは、日本人のアイデンティティーに関わるもので、今の日本には欠けているものだからだ。今の日本の子供に日本人の誇りが欠けているのは、伝統にも触れられず、その素晴らしさについても教えられず、感じる事ができないからだと思う。大人の方にもその原因があると思う。」

「小さい頃から、西洋音楽しか音楽の時間にしないのは、本当におかしいと思う。日本の音の噪音性など、味わうべきことがたくさんあると思う。日本の音楽を小さい頃から聴いていれば、日本の音楽を理解できるし、たいくつだとは思わないと思う。」

「今までは、日本の音楽を紙の上でしか理解できていなかったけれど、自分の耳でよく聴いたり実際演奏したりして、日本の伝統として守り続けてきたひびき、特に、一つ一つの音のひびきの変化を大事にしてきたことがわかって、本当にすごい文化なんだと思った。これは、一人の日本人としても、このことを心に止めておくことは、すごく大切なことだと思う。そして、私たちが、次の世代の人達にも伝えていかなくてははいけないと思った。」

伊野義博

Ⅲ 学校の音楽科の方向を探る

以上四氏の発表の後、フロアの参会者も交えて、質問、討論の時間が設けられた。これらの内容は大きく三つにまとめることができる。¹¹

一つは基礎・基本に対する問題である。音楽科における基礎・基本を、知識や技能の習得といった一面的なとらえかたをするのではなく、人間の歴史の中でありつづけてきた音楽とのつながりの中で、生きる力にかかわるものとして考えること、また、音楽への興味関心が支える感覚—知覚—認知といった学習過程において得た知識や技能が、真の基礎・基本につながる事が強調された。

第二に伝統と創造について検討された。伝統と創造について、ある時点でとどまった状態として認識するのではなく、現代から未来につながって生きる存在としてとらえることが指摘された。さらに、伝統的な学びにおける模倣ということの意味を研究する必要がある、などの点が話し合われた。

最後に、学習指導要領の自然な声で歌うといった文言は、個人の発声を生かすという意味なのか、それらを全体で歌う学習形態の中でどのように生きるのかといった質問が出された。これに対して、生涯教育の立場に立ち、学校では学習者が多くの経験を共に学ぶことが必要であること、しかしその際、一律機械的な評価を行なうことが個性の伸長をさまたげてしまうといった意見が述べられた。

こうしたシンポジウムの内容を踏まえて、音楽科の方向性を筆者なりに探りたい。

1 「聴く」ことを軸とした音楽活動

提案された三つの実践はいずれも「聴く」活動が軸となり学習が展開されている。清澤実践は、「まず聴くこと」からはじまり、低学年では、身体反応、身体表現へと結びつき、中学年では、曲想の変化や音の重なりのおもしろさに気づかせ、そして高学年では、曲想、要素・表現、表現媒体を感じ取る力を高め、音楽観の拡大を図っている。実践の機軸となるのは「まず聴くこと、そして表

現すること」といった過程を重視することにある。田中実践では、西洋クラシック音楽と日本の民謡の発声の違いを学び表現する過程で、生徒は模範となる歌唱(シューベルトの子守歌とこきりこ節)を何度も聴くことになる。寺田実践においても、日本の伝統的な音や音楽を鑑賞する活動が、作品創作の基盤となっている。

こうした授業展開は、「音や音楽を知覚する能力」や音楽活動の基礎的な力としての「音楽を形作っている諸要素を感受する能力」(中学校)「音楽的感受性」(小学校)の育成といった点において新学習指導要領における音楽科の目標と深く関係してくる。学習者がどれだけ音楽を自分のものとして受け入れることができるか、が授業の要であり、演奏技能を高め、表現を追求することを最重要課題とする授業観は再考されていこう。

2 表現と鑑賞の有機的連関

聴く活動を軸とした音楽活動は、授業が鑑賞中心になることを意味するものではない。提案されたどの授業でも、聴く活動をもとにしながら身体表現、歌唱表現、創作活動など多様な表現活動へと学習が展開していく。「いかに聴くか」は「いかに表現するか」と表裏一体の活動となり、学習者は対象となる音楽を聴き、受け止め、表現するといった円環活動を実践する。表現と鑑賞の活動が有機的に連関し、授業は一つのサイクルを構成しながら次時へと発展していく。

3 生きる力にかかわるものとしての基礎・基本

シンポジウムでは、基礎・基本を知識や技能の習得といった一面的なとらえかたではなく、人間と音楽とのつながりの中で、生きる力にかかわるものとしてとらえることが強調された。例えば清澤実践における低学年の題材「きいて おどって まねっこ」では、十分に聴き取った音楽を身体反応、身体表現へと結び付けている。そこでは音楽の諸要素を部分的、知的なレベルで理解することではなく、学習者が音楽をどのように感じ取り、自分のものとして自己の内部に取り込み表出して

いくのかといった観点を重視した授業が構成されている。音楽の諸要素の知覚し、学習者が音楽を意味あるものとして感じ取っていく能力の育成を重視した授業構成が望まれる。

4 音楽を文化としてとらえる

田中実践は、西洋クラシックの発声と日本民謡の発声の違いを学習するものであった。そこにはそれぞれの文化の中で認められてきた異なる価値観を学習しようとする姿勢が見られる。清澤実践の高学年の題材「レッツ・トライ・伝統文化」、寺田実践の「日本の音ってどんな音」でも同様であるが、三者に共通するのは、音楽を文化としてとらえようとする視点である。もとより音楽は人間の歴史、風土、精神生活などに深く影響されており、それらと切り離して考えることができない。新学習指導要領においても「音楽をその背景となる文化・歴史となどかかわらせて聴くこと」(中学校)の指導が明記された。音楽が自分や人間にとってどのような意味をもつのか、音楽と人間はどのようにかかわってきたのか、について学習することが教科の内容として取り上げられることになってくる。

5 音楽的視野の拡がり

したがって、授業ではこれまで以上に多様な音や音楽の世界が扱われるだろう。すでに現行学習指導要領においても「多様な音楽に興味関心をもたせる」(中学校、第1学年目標)ことが指摘されているが、今時改訂においては、「音や音楽への興味・関心」(中学校、学年の目標)といった表記が見られ、学習の対象が「音楽」だけではなく自然音や環境音を含めた「音」にまで広げられている。

寺田実践では、梵鐘や風鈴などの日本の「音」を聴くことが学習の中で重要な位置を占めている。授業者は様々な音や音楽の世界にアンテナを広げ、教材として有効に用いるべく努力する必要がある。

6 我が国の伝統的な音楽の扱い

我が国の伝統的な音楽文化の学習については今時改訂ではいっそう強調されており、三実践では

いずれも取り上げられていた。和楽器の体験(中・高等学校)や歌唱における曲種に応じた発声(中学校)、あるいは我が国の伝統的な歌唱の扱い(高等学校)といった具体的な文言により、我が国や郷土の伝統音楽、地域にある民謡などの教材化が進むであろう。これらの音楽は、師匠から弟子へ唱歌(しょうが)などを用いて口伝により継承されることを基本としており、学習に際してはこうした伝統的に培われてきた学習法を有効に活用することが重要となってくる。また、シンポジウムでも指摘された「伝統的な学びにおける模倣ということの意味」の研究は今後いっそう推進され、教育の実践場面に反映されなければならない。

7 カリキュラム開発者としての教師への期待

改訂では、例えば小学校の場合、目標と内容が2学年まとめて示され、楽器の選択幅の拡大や表現形態の選択を可能にするなど、学習内容の弾力化、大綱化が具現されている。このことは、教育計画の作成において、学校や音楽教師の創意工夫がいっそう期待されるようになってきたことを意味する。歌唱・鑑賞教材について具体的な曲名ではなく選択の観点が示された(中学校)ことに代表されるように、授業を計画する際、まず教育内容や教材選択の観点をしっかりと押さえ、その結果としてどのような楽曲を選択するかといったことを教師自身の責任において決定していかなくてはならない。また、田中実践や寺田実践では、聴くこと、創ること、動くこと、歌うこと、演奏することなどが一連の授業の中で結び付き、互いに密接な関連を保つよう綿密に構成されていた。このことは、一つには一題材における学習内容の相互関連、複合化、二つには領域間の互換または融合、三つには学習活動の連続性と発展性を意味する。カリキュラム開発者としての音楽教師への期待は益々高まってくる。

1) 本シンポジウムの概略は、筆者により『教育音楽』誌上に報告されている(『教育音楽』音楽之友社 1999年11月号)。質問、討論に関する三点の記述は、その一部を引用している。